

たす あ き も
助け合い やさしい気持ちで
え が お が っ こ う
笑顔あふれる学校を



あさひかわしりっりよくしんしょうがっこう
旭川市立 緑 新小学校

ねん
年

くみ
組

なまえ
名前

1

はじめに

みなさん、いじめを防ぐための国のきまり『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？

いじめられた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長をさまたげたり、ときには、いのちや体にとっても大きな危険を生じさせたりすることがあります。

この国のきまりは、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行ってはいけなと決めています。そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の中や外に關係なく、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、家の人がいじめを防ぐことなども決められています。

学校は、いじめを防ぐためのきまり「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方が中心の「いじめ対策チーム」によって、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見付ける取組をします。また、いじめがあると分かったら、いじめをなくすためにすぐに対応します。いじめの内容によっては、スクールカウンセラーなどの学校以外の専門の人に相談することもあります。

家の方は、自分の子どもがいじめを行わないようにしたり、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ったりします。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力します。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、友達や先生方、家の人など、身の回りの人たちと力を合わせて、みんなでいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

2

いじめとは？

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的關係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つぎ 次のようなことは「いじめ」です

- 悪口やらんぼうな言葉など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、知らないふりをされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをしたたかれたり、けられたりする。
- 物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしている物をとられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

いじめのない学校をつくるために

こんなことを心^{こころ}がけて生活^{せいかつ}します

- いじめは、「人^{ひと}として許^{ゆる}されない」という強い心^{つよ こころ}をもちます。
- 友だちのよさや、自分^{じぶん}とのちがいを認め^{みと}めます。
- 相手^{あいて}の気持ち^{きもち}を考えて、話^{はな}したり行^{こう}動^{どう}したりします。
- 社会^{しゃかい}のルールや学校^{がっこう}のきまりを守^{まも}って、落^おち着^ついた生活^{せいかつ}をします。
- 友だちと協力^{きょうりよく}しながら係活動^{かきかつどう}や行事^{ぎょうじ}に進^{すす}んで取^とり組^くみます。
- 体験活動^{たいけんかつどう}やボランティア活動^{かつどう}に取^とり組^くみ、友だちと仲^{とも}よくし^{なか}ります。
- パソコンや携^{けい}帯^{たい}電話^{でんわ}、スマー^{けい}ト^{たい}フ^{でん}ォン^わは、ル^{まも}ール^{つか}を守^{まも}って使^{つか}います。
- 自分^{じぶん}や友だち^{とも}を大^{たい}切^{せつ}にします。

もし、いじめられたときは

- 一人^{ひとり}でなやまず、先^{せん}生^{せい}方^{がた}や家^か族^{ぞく}などのお^おと^とな^なや友^{とも}だ^だち^ちに相^{そう}談^{だん}します。

いじめを「見^みた」「聞^きいた」「相^{そう}談^{だん}され^た」ときは

- 知^しらな^いふ^りを^をしな^いで、勇^{ゆう}気^きをも^もつて助^{たす}け^ます。
- いじめをやめさせたり、先^{せん}生^{せい}方^{がた}や家^か族^{ぞく}に伝^{つた}えたりします。
- いじめられてい^{ひと}る人^{ひと}に、先^{せん}生^{せい}方^{がた}や家^か族^{ぞく}に相^{そう}談^{だん}するよ^{はな}うに話^{はな}します。

いじめのない学校^{がっこう}をつくるためにわたしたちができること



りょくしんしょうがっこう
緑 新小学校

いじめをなくそう宣言^{せんげん}

①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 担任の先生、学年の先生方に相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- 保健室の先生、その他の先生に相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友だちに相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に書く
- 学校以外の相談を聞いてくれる所に電話する（*くわしくは4ページ）など

②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	☐ いじめから守ります。 ☐ 心配なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーが、いつでも相談にのります。 ☐ 必要があれば、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 ☐ 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	☐ いじめた人にあやまり、もう二度といじめを行わないことを、約束してもらいます。 ☐ いじめは絶対に行ってはいけないことを教えます。 ☐ これからの生活で気を付けることを考えてもらいます。 ☐ 必要があれば、警察などに相談します。 ☐ 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	☐ いじめをしていなくても自分にも関係していることを気付いてもらいます。 ☐ いじめに気付いたときに、大人の誰かに知らせる大切さを教えます。 ☐ いじめを見て見ぬふりをしたり、ひやかしたりすることも許されないことを教えます。 ☐ みんなでいじめをなくし、よりよい学級や仲間をつくることの大切さを教えます。
			いじめを知らせてくれた人 ☐ 秘密を守り、いじめを行った人から、しっかりと守ります。
家の人	☐ いじめを受けたことや、いじめがなくなるまで学校がすることを説明します。	☐ いじめをしたことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	☐ 家の人に協力してもらうときには、説明をします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
行事	- 入学式 1年生をむかえる会（TV）	運動会（延期）	- 教育相談 - 修学旅行（6年） - いじめ・非行防止強調月間①	宿泊研修（5年）		運動会
児童会活動	縦割り班合同給食 （感染予防のため中止）	あいさつ運動（児童会） 各委員会の活動について も感染予防のため検討中				
低学年	元気にあいさつをしよう			じぶんからあいさつをしよう		
	ともだちといっしょ にあそぼう	うんどう会にむけて がんばろう	アンケート① きょういくそうだん①	たすけあうところ （どうとく）		ともだちのよいところ をみつけよう
中学年	気持ちのよいあいさつをしよう			相手を見てあいさつをしよう		
	きまりある生活をしよう	運動会に向けて力を 合わせてがんばろう	アンケート① 教育相談①	相手を思いやり親切に（道徳）		自分や友達のよい所 を見つけよう
高学年	手本になる あいさつをしよう			気持ちの伝わるあいさつをしよう		
	一人一人の個性を認めよう	協力して運動会を成功させよう	アンケート① 教育相談①	相手の立場に立って親切に（道徳）	修学旅行を成功させよう（6年生）	自分や友達のよい所 を見つけよう

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	・プラタスクリーン作戦 ・いじめ・非行防止強調月間②	・学習発表会 ・教育相談	・ネット安全教室			・6年生を送る会 ・卒業式
児童会活動	あいさつ運動（児童会）				卒業・進級を祝う会（TV）	
低学年	じぶんからあいさつをしよう			きもちのよいあいさつをしよう		
	ともだちをたくさんふやそう	アンケート② きょういくそうだん②	たったひとつのいのち（どうとく）		アンケート③	ありがとうともだち
中学年	相手を見てあいさつをしよう			心をこめてあいさつをしよう		
	相手の気持ちを考えてみよう	アンケート② 教育相談②	たったひとつの命（道徳） ネット安全教室		アンケート③	みんなでお楽しみ会をきかくしよう
高学年	気持ちの伝わるあいさつをしよう			感謝の気持ちを伝えよう		
	人権って何だろう（グループ学習）	アンケート② 教育相談②	たったひとつの命（道徳） ネット安全教室		アンケート③	みんなで卒業・進級しよう！

○子どもホットライン（旭川市子ども総合相談センター）

＜電話番号＞

0120-528506

＜受付時間＞

月・木 8:45～20:00
火・水・金 8:45～17:15

＜メールアドレス＞

kodomosodan@city.asahikawa.hokkaido.jp

＜住所＞

〒070-0040 旭川市10条通11丁目



○子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞

0120-007-110

＜受付時間＞

月～金 8:30～17:15

＜子どもの人権SOS-eメール＞（※メール受付ホームページ）

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

＜住所＞

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目（旭川合同庁舎）

○子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞

0120-3882-56

＜受付時間＞

毎日24時間

＜メールアドレス＞

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

＜住所＞

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館8階）



○旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞

0166-31-5511

＜受付時間＞

月～金 9:00～16:00

○法テラス旭川

＜電話番号＞

050-3383-5566

＜受付時間＞

月～金 9:00～17:00

スクールワーカーに相談することもできます。

＜場所＞ 旭川市5条通10丁目5条庁舎 旭川市不登校・いじめ相談室

＜電話番号＞ 0166-26-1339

＜相談時間＞ 月・火・木・金 9:00～17:00



～^{たす}助け^あ合い^{やさしい}やさしい^{きもち}気持ち^{であ}であ^るれる^{がっこう}学校を～